

第4章 組 織

○厚木愛甲環境施設組合事務局設置条例

(平成16年4月1日)
(条例第3号)

改正 令和2年3月26日 条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、厚木愛甲環境施設組合管理者（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理するため、厚木愛甲環境施設組合に置く事務局について必要な事項を定めるものとする。

(処理事務)

第2条 事務局の処理をする事務は、次のとおりとする。

- (1) 組合の管理及び運営に関すること。
- (2) 一般廃棄物（ごみ）処理施設の設置及び管理運営に関すること。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、管理者が規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月26日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。